

千葉市地域保健推進員設置要綱

(設置)

第1条 本市は、市民に対する健康づくりを効果的に実施し、住民に密着した活動により、地域の保健事業の推進を図るため、千葉市地域保健推進員(以下「推進員」という。)を設置するものとする。

(職務)

第2条 推進員は、健康支援課及び保健福祉センターと密接な連携を図りながら、次に掲げる職務を行うものとする。

- (1) 担当地域の住民の健康管理に努めること。
- (2) 担当地域の住民に対する各種制度の紹介及び利用の勧奨に努めるとともに、保健指導及び健康診査を受けていない者に対して、受診等の勧奨に努めること。
- (3) 保健指導及び健康診査等が、円滑かつ効果的に実施できるよう、健康支援課及び保健福祉センターに協力すること。
- (4) 妊婦に対して、妊娠届の早期提出を励行し、医師又は助産師による健康診査及び保健指導を受けるよう勧奨に努めること。
- (5) 地域の保健予防等に関する情報提供を行うこと。

(設置の基準)

第3条 市長は、概ね2,000世帯に対して1人の推進員を設置するものとする。

(適格要件)

第4条 推進員は、次の各号に該当する者の中から選任するものとする。

- (1) 育児経験のある女性で、満65歳未満の者
- (2) 母子保健に関心を持ち、かつ熱意のある者
- (3) その地域に相当期間居住しており、その地域の実情を把握している者
- (4) 家族の理解と協力が得られ、地域保健推進活動に相当の時間をさくことができ、かつ健康である者

(委嘱)

第5条 市長は、推進員を委嘱しようとするときは、町内自治会長等へ推進員の推薦を依頼するものとする。ただし、推薦による委嘱日から、2年を超えない範囲で再委嘱をしようとするときは、この限りではない。

2 町内自治会長等は、前項の依頼を受けたときは、前条の規定に該当する者を推進員として、市長へ千葉市地域保健推進員推薦届(様式第1号)により推薦するものとする。

3 市長は、前項の規定による上申を受けたときは、これを審査し、適当と認めるときは、委嘱を決定し、委嘱状を交付する。

4 推進員の委嘱期間は、委嘱日から委嘱日の属する年度の末日までとする。

(年齢制限)

第6条 前条の委嘱にあたっては、満65歳に達している者を新たに推進員として委嘱、又は再委嘱してはならない。ただし、市長が認めた場合は、この限りではない。

(活動報告等)

第7条 推進員が地域保健推進活動を行う場合には、地域保健推進員証(様式第2号)を携帯しなければならない。

2 推進員は、毎月1回、市長が定める日に推進員活動報告書(様式第3号)により、市長へ活動内容を報告するものとする。

(秘密の保持)

第8条 推進員は、職務上知り得た内容については、秘密を厳守しなければならない。

2 推進員は、千葉市で保有する情報資産の取り扱いに同意し、誓約書(様式第4号)を提出しなければならない。

(解 嘱)

第9条 市長は、推進員が次の各号の一に該当するときは、これを解嘱することができる。

(1) 推進員が退職を申し出たとき

(2) 心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えないとき

(3) 前2号に定めるもののほか、その職に必要な適格性を欠くと認められるとき

(委 任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、推進員の設置に関し、必要な事項は保健福祉局長が定める。

附 則

この要綱は、平成12年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成19年4月1日から実施する。

2 この要綱施行の際、この要綱による改正前の様式により使用されている書類は、この要綱による改正後の様式によるものとみなす。

附 則

1 この要綱は、平成20年12月1日から施行する。

2 この要綱施行の際、この要綱による改正前の様式により使用されている書類は、この要綱による改正後の様式によるものとみなす。

附 則

1 この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

2 この要綱施行の際、この要綱による改正前の様式により使用されている書類は、こ

の要綱による改正後の様式によるものとみなす。

附 則

- 1 この要綱は、平成27年12月1日から施行する。
- 2 この要綱施行の際、この要綱による改正前の様式により使用されている書類は、この要綱による改正後の様式によるものとみなす。

附 則

- 1 この要綱は、平成31年3月1日から施行する。
- 2 この要綱施行の際、この要綱による改正前の様式により使用されている書類は、この要綱による改正後の様式によるものとみなす。

附 則

- 1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 この要綱施行の際、この要綱による改正前の様式により使用されている書類は、この要綱による改正後の様式によるものとみなす。